

平成29年7月10日

企業会計基準委員会 御中

『従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を  
付与する取引に関する取扱い(案)』に関する意見

1. 意見提出団体 第一東京弁護士会 総合法律研究所 会社法研究部会 有志  
代表 弁護士 小磯 孝二

なお、本意見は、

(1) 第一東京弁護士会の機関決定を経たものではない。

(2) 当研究部会に所属する下記弁護士有志の共同作成に基づくものである。

<作成担当者> (いずれも弁護士。50音順)

小磯 孝二、河野 匠範、武井 洋一、辻 拓一郎、恒石 直和  
中西 和幸、裕田 由貴、三谷 革司、安田 明代、矢野 領  
渡邊 和之、和藤 誠治

2. 代表者連絡先

住 所 東京都千代田区内幸町2-2-2 富国生命ビル17階  
石澤・神・佐藤法律事務所

3. 職業・所属 上記のとおり

4. 第一東京弁護士会 総合法律研究所 会社法研究部会 有志による意見は、  
次頁以下に記載のとおりである。

以 上

### 質問1 (ストック・オプション会計基準に含まれることに関する質問)

本公開草案では、対象とする権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引が、ストック・オプション会計基準第2項(4)に定める報酬としての性格を持つと考えられるため(実務対応報告公開草案第17項から第23項を参照)、当該権利確定条件付き有償新株予約権は、企業が従業員等から払い込まれる金銭の対価及び従業員等から受ける労働や業務執行等のサービスの対価として付与するものと整理し、ストック・オプション会計基準第2項(2)に定めるストック・オプションに該当するものと提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

#### [回答]

- ① 新株予約権の引受人が従業員等<sup>1</sup>であるか否かにかかわらず、会社法上の「報酬等」の定義と異なるものを、「報酬」に含めている疑義があるため意見を留保する。
- ② 上記疑義を解消するため、質問5について、詳細に検討されたい。

#### [理由]

会社法上の「報酬等」とは、報酬、賞与その他職務執行の対価として受ける財産上の利益をいい(会社法第361条参照)、職務執行の対価であること及び財産上の利益であることが要件となっている<sup>2</sup>。会計上も、「ストック・オプション」とは、自社株式オプションのうち、特に企業がその従業員等に、報酬として付与するものをいい、その「報酬」とは、企業が従業員等から受けた労働や業務執行等のサービスの対価として、従業員等に給付されるものと規定されている(ストック・オプション等に関する会計基準(企業会計基準第8号)(以下「本会計基準」という。)第2項(2)・(4))。

これに対し、本公開草案では、「従業員等に対して本実務対応報告の対象となる権利確定条件付き有償新株予約権(本実務対応報告第2項参照)を付与する場合、当該権利確定条件付き有償新株予約権は、」対価性のないことを立証できた場合を除き、「ストック・オプション会計基準第2項(2)に定めるストック・オプションに該当する」旨規定されている(本公開草案第4項)。

<sup>1</sup> 従業員等とは、企業と雇用関係にある使用人のほか、企業の取締役、会計参与、監査役及び執行役並びに之に準ずる者をいう(本会計基準第2項(3))。

<sup>2</sup> なお、会社法上は従業員の給与等について特段の定義はないが、本意見書においては、役員の報酬等と同様に、役務提供の対価として受ける財産上の利益をいうことを前提としている。

本公開草案では上記のとおり会社側に立証の負担が課されているが、立証の具体例が示されておらず、また、設例も限定的であるため、会社法上の「報酬等」と会計上の「報酬」の取扱いの異同につき整理や手当て等する機会がないまま、会社法上「報酬等」にあたらないうもの、すなわち「企業が従業員等から受けた労働や業務執行等のサービスの対価として給付されるもの以外の給付」についても会計上「報酬」に該当するものとして費用計上されるのではないかとの疑義がある。

したがって、本意見書では同意不同意の意見を留保するものであるが、かかる疑義を解消するため、後記の各質問及び想定設例について詳細に検討されたい。

#### 質問5 (その他)

その他、本公開草案に関して、ご意見があればご記載ください。

#### [回答①]

1. 従業員等に対し時価で発行し、当該従業員等から時価相当額の払込金額の払込みを受ける業績条件付きの有償新株予約権(いわゆる有償ストック・オプション)はこれまで多数発行されており、大手監査法人をはじめとする会計監査人は、払込金額(会社法第238条第1項第3号)を純資産の部に「新株予約権」として計上することで(払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理第4項)、会計処理につき無限定適正意見を出し、実務が運用されてきた。今回、従業員等に対し発行する有償新株予約権について、新たに実務対応指針を設定するとのことであるが、有償新株予約権の取扱いについて実務に混乱が生じないように、以下の事項につき、貴委員会に検討、手当てその他の対応を求める必要があるとの意見があった。以下の意見・質問事項は本意見書の各作成者によるそれぞれ独立した意見・質問事項である。

- ① 本公開草案は、会社法上の「報酬等」の定義に該当しないものを、会計上の「報酬」として含めることを提案するものであるか明確に示されたい。
- ② (a) 本公開草案第14項(1)によれば、対象となる有償新株予約権は、引受先が従業員等に限定されるとのことであるが、法律上、従業員等以外にも発行することが可能な新株予約権は、本公開草案の適用対象外との理解でよいか明確に示されたい。

仮に、法律上、従業員等以外にも発行することが可能な新株予約権のうち、事実上、従業員等にのみ発行することが可能な新株予約権（念のため付言すると、従業員等にのみ発行する旨又は勤務条件を付す旨の定めがあっても、これが新株予約権の内容（会社法第 236 条）を含む募集事項（同第 238 条第 1 項）又は行使条件（同第 915 条第 1 項、第 911 条第 3 項第 12 号ハ）として定められていない新株予約権は、全てこの新株予約権に該当することになる。）は当該新株予約権の内容にかかわらず本公開草案の適用対象となる、と整理されるのであれば、その理由を説明されたい。

- (b) また、事実上、従業員等にのみ発行することが可能な新株予約権が本公開草案の対象となる旨整理された場合であっても、実際に従業員等以外に発行された場合は、本公開草案の適用対象外との理解でよいか。

この点、具体的なケースで検討するに、新株予約権の引受人募集当初は、事実上従業員等にのみ発行される予定であったが、引受不足分の発行枠を埋める必要がある等の理由により、従業員等以外にも発行された場合は、従業員等に対する発行分と従業員等以外に対する発行分とで本公開草案の適用対象となるか否かが分かれ、各新株予約権の間で会計上の処理（とりわけ公正な評価額）が異なってくるのか。逆に、発行決議時に従業員等以外に発行する予定があったが、実際には従業員等にのみ発行された場合は、付与日・割当日といった一定の時点から又は遡って本公開草案の適用対象となるのか。さらには、従業員等にのみ発行された新株予約権が従業員等以外に譲渡されたり、従業員等以外に発行された新株予約権が従業員に譲渡されたりした場合、本公開草案の適用との関係でどのように取り扱われるのか。本公開草案により実務上の混乱を生じることを避けるべく、実務上生じ得る上記のようなケースについて、ケース毎に貴委員会の見解を説明されたい。

- (c) 仮に遡及的に本公開草案の適用対象となる又はならない場合があるとすれば、例えば、役職員に対してのみ付与する、業績条件の付された新株予約権を発行し、権利不確定による失効の見積数を踏まえ、公正な評価額を算定し、払込金額を差し引いた金額を基礎に費用を計上したが、その後、発行会社が当該役職員から金銭を対価に自己新株予約権として取得し、更に、役職員以外の者

に当該新株予約権を付与した場合は、当初費用計上額の取扱いが不明瞭であるばかりか、会社法上の「報酬等」の額や具体的算定方法の変更がないこととの均衡についても検討する必要があると思料される。

- ③ 本会計基準では、付与時に給付される新株予約権の価値が、従業員等による追加的なサービスと等価交換されているとの整理がなされているが(本会計基準第 44 項)、本公開草案では、業績条件の達成見込みの変動を理由として、公正な評価額を変動させるとしており(本公開草案第 25 項)、付与時に算定されない価値を事後的に「報酬」として把握するかに見える。本公開草案は、本会計基準第 44 項とは異なり、付与時には「報酬」と認識せず、価値を算定しなかった部分につき、会社の状況の変化に応じて事後的に「報酬」とすることを提案するものか説明されたい。

- ④ (a) 業績条件を評価項目に組み入れる株式オプション評価モデルを用いて算定された新株予約権(いわゆる有償ストック・オプション)の時価相当額を払込金額とする場合の新株予約権は、会社法上、対価性がないと整理されている(詳細は補足説明欄参照)。

この点、株式オプションの合理的な価格算定のために広く受け入れられている株式オプション価格算定モデル等の算定技法(本会計基準第 48 項参照)において、時価が X 円と見積もられ、当該時価 X 円にて新株予約権が引き受けられたケースにおいては、当該株式オプション価格算定モデルの評価要素に業績条件が含まれていた場合であっても、従業員等に対する当該新株予約権の発行は、役務の提供や職務執行の対価として発行されたものではないと整理するのが、会社法上の「報酬等」の概念と整合的であるが、このような整合的な整理はなされないとの理解でよいか。

なお、現在の有償新株予約権の実務は、業績条件を加味した評価額であっても、モンテ＝カルロ方式などの合理的な株式オプション評価モデルに従い算出された評価額を時価として取り扱っており、かかる取扱いは、大手監査法人をはじめ、会計監査人にこれまで受け入れられてきた処理である。この取扱いを変更し、今後、業績条件を組み込む株式オプション評価モデルは、有利発行決議や報酬決議等の要否を決定するための公正価値の算出方法においても利用できないと整理するのであれば、その理由を説明されたい。

- (b) 業績条件を評価項目に組み入れる株式オプション評価モデルを

用いて算定された新株予約権(いわゆる有償ストック・オプション)の時価相当額を払込金額とする場合の新株予約権が本公開草案の適用対象に含まれる場合も、株式オプションの合理的な価格算定のために広く受け入れられている株式オプション価格算定モデル等の算定技法により算出された時価相当額で新株予約権を引き受けている場合は、その事実をもって、対価性のないことが立証されているものとして処理し、会社法の「報酬等」との整合性を維持することができるわけではないとの理解でよいか。

- ⑤ 本公開草案第 25 項においては、「企業からの給付、すなわち、付与された権利確定条件付き有償新株予約権は、付与日の公正な評価単価(権利確定条件を考慮しないもの)に、権利確定日の権利が確定した権利確定条件付き有償新株予約権数を乗じた額として算定される。」と規定している。これを前提とすると、業績条件を含む権利確定条件の全てが達成された場合の発行済新株予約権の公正な評価額は、権利確定条件を考慮しない単価に、発行済新株予約権の個数を乗じた額になる。そのため、業績条件を組み入れてオプション価値を評価するモデルにより算出された時価と、本公開草案による新株予約権の公正な評価額との間には、乖離が生じることになる。以上を前提にすると、貴委員会は、本公開草案により、権利確定条件(業績条件)を評価要素に組み込んだオプション評価モデルによる新株予約権の評価額を時価と認めない(又は会社法上の公正価値と認めない。)とすることを提案しているとも理解できるが、かかる理解でよいか。
- ⑥ 二項モデル、モンテ＝カルロ・シミュレーション等、実務において広く受け入れられている株式オプション評価モデルを用いて計算した結果、業績条件を加味した新株予約権 1 個あたりの価値が 100 円と算定され、業績条件がないと仮定した場合の新株予約権 1 個あたりの価値が 200 円と算定された場合、貴委員会は、いくら額を当該新株予約権の時価、公正な評価単価、公正な評価額として考えているのか、見解を明らかにされたい。なお、業績条件を加味した新株予約権 1 個あたりの価値は、株式オプション評価モデルによる 1 万回試行を行って算定したため、期待値の算出による価格評価は行ったが、将来の失効数について、合理的な見積りは困難であったとする。また、新株予約権は 1 個のみ発行されたものとする。
- ⑦ 本設例 1 では、業績条件が達成しないことによる失効見積数が、発行した新株予約権の 96%と設定されているが、単一の業績連動条件(例えば、X●年 3 月期の経常利益が 10 億円を超過する等。)のみが権利確

定条件として付された新株予約権について、新株予約権の全部ではなく、一部のみ失効すると見積もることができる根拠を明らかにされたい。

- ⑧ 有償ストック・オプションの場合、税務上、給与等課税事由が生じないものと整理されている(国税速報第 6431 号 29 頁)が、本公開草案は、税務上の処理とは異なり、有償ストック・オプションについては、給与等が生じたものとして、会社に費用計上を求めることとしているとの理解でよいか説明されたい。

[補足説明]

- ・ 会社法上の「報酬等」の定義と異なる範囲の給付を、本公開草案の対象とする場合、株主総会決議の要否等の検討にあたり、現在の実務に重要な変更を生じさせ得るため、会社法上の「報酬等」の定義と異なる範囲の給付を、本公開草案の対象とするかを確認する必要がある(①についての説明)。
- ・ 本公開草案第 14 項(1)によれば、本公開草案の対象となる有償新株予約権の引受先は、従業員等に限定されるものとされている。この「限定」の趣旨について、法律上(例えば、発行要項上)従業員等に限定される必要があるのか、事実上従業員等に限定されていれば足りるのかを明らかにする必要がある(②についての説明)。
- ・ 本公開草案は、業績条件の達成の見込みの変動によって、報酬費用を増減させることを内容とするものであり、会社の業績の変化という事後に生じた事象を、新株予約権の評価の根拠にしている疑義がある。

この点、本会計基準第 44 項では、「…企業は、ストック・オプションを付与(給付)する対象者に対して、権利確定条件(勤務条件や業績条件)を満たすようなサービスの提供(反対給付)を期待し、契約締結時点であるストック・オプションの付与時点において、企業が期待するサービスと等価であるストック・オプションを付与していると考えられる」として、ストック・オプションの付与時点において、追加的に給付されるサービスも含めた価値が、給付される利益として付与時に算定されることを前提としている。

これに対し、本公開草案第 18 項においては、「…この結果として算出された公正な評価額の増加分は、第 17 項(3)から(5)に記載しているような業績達成のインセンティブ効果を反映するものであり、権利確定日までの追加的なサービスの提供と考えられるため、ストック・オ

プシオン会計基準第2項(4)に定める報酬としての性格を有すると考えられる。」と規定しており、事後的に算出される報酬が存在することを前提としているように思われる。

当該本公開草案が、権利が確定するまでの間に失効の見積数に重要な変動が生じる場合に、その時点で、「報酬」としての性格が生じてその時点で費用処理すればよいと主張するものであるとすると、もともと「報酬」でなかったものが会社の状況の変化で「報酬」に該当することになるが、これは会社法上の「報酬等」として認められるものではない。したがって、会社法上の「報酬等」との関係性などを検討するにあたり、本公開草案が、既に給付したものについて、失効の見積数に重要な変動が生じる場合に、その変動を理由として事後的に「報酬」と取り扱うこととしたものであるのか、それとも当初より「報酬」であったが、会計上、費用計上の時期を操作しただけなのかを、明らかにする必要がある(③についての説明)。

- ・ 会社法上は、「新株予約権の公正価値相当額を実際に払い込んで新株予約権を付与される場合(いわゆる有償ストック・オプション)は、新株予約権を報酬として付与するものでもなく、また、公正価値による発行であるので、以下に記載する有利発行決議や報酬決議、事業報告における開示の対象とはならない」(日本監査役協会『監査役監査実施要領(改訂版)』57頁)、「有償ストック・オプション(時価発行新株予約権)とは、いわゆるオプション評価理論に基づき新株予約権の発行時点における価値(公正な評価額)を算出し、これを当該新株予約権の払込金額として設定して有償で発行する新株予約権である。したがって、この新株予約権は、付与対象者の職務執行や労働の対価として付与されているものではなく、「有償ストック・オプションは、新株予約権の対価として、その公正な払込金額に相当する額の金銭が払い込まれるため、付与対象者は、その付与を受けることにより、何ら財産上の利益を受けることにはならないと解される」(西村あさひ法律事務所編『会社法実務相談』(商事法務、2016))と整理されている。

これに対し、本公開草案は、上記に当てはまる新株予約権であっても、従業員等が購入する場合には、権利確定条件付き有償新株予約権にあてはまると整理されるように見受けられ、会社法上は財産上の利益を受けることにはならないとの理解で発行した新株予約権につき、「報酬」として取り扱わなければならないかのような記載ぶりであるため、本公開草案の趣旨を明らかにする必要がある(④(a)についての説明)。

- ・ 本公開草案は、概ね「従業員等を引受先として、新株予約権の募集要項を決議」し、「権利確定条件として、勤務条件及び業績条件が付されているか、又は勤務条件は付されていないが業績条件は付されている」募集新株予約権について、「新株予約権者となった従業員等は、払込期日までに一定の金銭を企業に払い込む」等の条件を満たすものを、本公開草案の対象となる「権利確定条件付き有償新株予約権」と定義(本公開草案第2項(1)、(2)及び(5))した上で、「従業員等に対して本実務対応報告の対象となる権利確定条件付き有償新株予約権(本実務対応報告第2項参照)を付与する場合、当該権利確定条件付き有償新株予約権は、ストック・オプション会計基準第2項(2)に定めるストック・オプションに該当するものとする。」としている(第4項第1段落)。

かかる整理を前提とすると、会社法上は、「報酬等」ではないと整理される「有償ストック・オプション」であっても、従業員等に発行されるものについては、権利確定条件付き有償新株予約権に当てはまるものと整理されたようにも解することができる。しかし、本公開草案が会社法の「報酬等」の定義と異なるものを「報酬」として認めることを提案するものでないのであれば、業績条件を評価項目に含む株式オプション評価モデルにより算定された時価相当額を払い込む形の新株予約権が、本公開草案の対象にはならないことを明示すべきであると考えられる(④(b)についての説明)。

- ・ ⑤については[回答]に記載したとおりである。
- ・ 処理の基本的な事項につき、理解に齟齬がないよう説明を求めるものである(⑥についての説明)。
- ・ 従業員等の退職については、統計上、退職見積数を算定することが可能であると思われるが、単一の業績条件の達成の見積もりについては、「達成する」か「達成しない」の2択であると思われる。そうであれば、失効見積数を96%と見積もることができないように思われるため、貴委員会の見解を明らかにするよう求めるものである(⑦についての説明)。
- ・ 税務上の整理と異なる整理をする場合には、永久に損金に算入できない税務上の差異が生じることになるため、確認する必要がある(⑧についての説明)。

#### [回答②]

2. 本公開草案の設例の条件を、次のように変動させた場合の会計処理を明ら

かにされたい。なお、記載のない条件は、すべて本公開草案の設例と同一とする。

① 設例 1-1

- (a) 業績条件を加味した新株予約権の時価は4円/株である。
- (b) 業績未達成による失効数は見積もることができない。
- (c) X4年3月末日において、業績条件を充足することが明らかとなった。

② 設例 1-2

- (a) 業績が達成されることを前提に新株予約権を発行するため、失効数はゼロと見積もる。
- (b) その他の条件は設例 1-1 に従う。

③ 設例 1-3

- (a) 業績が達成されないことが確実視される業績条件であるため、付与時には全ての新株予約権が失効することを前提とする。
- (b) その他の条件は設例 1-1 に従う。

④ 設例 1-4

- (a) 業績条件を加味した新株予約権の時価は100円/株である。
- (b) 払込金額の合計は8千万円である。
- (c) その他の条件は設例 1-1 に従う。

⑤ 設例 2-1

- (a) 業績条件を加味した新株予約権の時価は4円/株である。
- (b) 企業は、新株予約権を付与(発行)する従業員らに対して、新株予約権の払込金額の原資とするため、総額で320万円の現金を、役務提供の対価としてX1年10月に追加支給した。
- (c) 当該従業員らは、X1年11月において、上記320万円の全てを新株予約権の費用に充当した。
- (d) 業績未達成による失効数は見積もることができない。
- (e) X4年3月末日において、業績条件を充足することが明らかとなった。

以上